

鳥取県市町村孤独・孤立解消支援事業補助金の事務 手続きについて

1. 交付申請提出 (5月10日まで)

○交付申請は、下記提出先に電子メール、郵送又は持参してください。
※初めて申請される場合は、事前にご相談ください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り、
行うことができます。

3 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

※変更は、直営による実施から委託による実施、またはその逆の場合を指します。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日を指します。
事業は年度内に完了させてください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○交付申請は、下記提出先に電子メール、郵送又は持参してください。
※初めて申請される場合は、事前にご相談ください。

◎補助金の支払(精算払)

精算払として実績報告を確認の上、口座振込依頼書による指定口座あるいは債
権者登録のある口座へ振り込みます。

資料提出・問い合わせ先

福祉保健部 ささえあい福祉局 孤独・孤立対策課
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220
電 話： 0857-26-7158
メール： koritsu@pref.tottori.jp